

平成27年10月1日

鉱業権者
各鉱山 殿
鉱業代理人

関東東北産業保安監督部
鉱山保安課長

鉱山災害の撲滅について（緊急要請）

平素から産業保安行政にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、先般もお知らせしましたが、栃木県内の鉱山において、平成27年9月、重機作業中の作業員が、崩壊した岩盤に埋没し、死亡する災害が発生したことから、関東東北産業保安監督部管内の鉱山（以下、「管内鉱山」という。）では、平成25年から3年連続で死亡災害が発生するという憂慮すべき事態となっております。

また、本年の災害発生状況は、1月から7月まで1件（墜落）であったものの、8月は2件（機械のため、火災）、9月も2件（岩盤の崩落、取扱中の器材鉱物）の報告（9/30現在の速報ベース）があるなど、管内鉱山では、ここ数か月、鉱山保安法に基づく報告の対象外のものも含めて、災害が頻発する傾向が認められております。

貴鉱山におかれましては、新たな災害を発生させないため、今一度、作業内容の確認、施設の保全状況の点検、鉱山労働者への保安教育等を十分に行い、鉱山災害の撲滅に尽力されますよう要請します。

なお、10月1日～7日は、全国労働衛生週間です。労働者の健康を確保するため、各社ではさまざまな取組が展開されることと思われます。これらの取組と併せて、鉱山保安の取組も積極的に推進するようお願いいたします。